

討いただいた部分だが、修正したのはまず、「前文」に盛り込むべき事項を箇条書きにしたこと。これ以降の書き方については、分かりやすくするために、各項目のはじめに文章の説明を入れたほか、項目列記の部分には前回会議までの御意見を反映し修正を加えている。大きな修正部分は、8ページ上の「所沢市における自治会・町内会」に「協働」や「パートナー」という項目を入れたこと、10ページ下の「住民の役割」の語尾を「努める」から「望ましい」としたこと、11ページ下半分の「市の役割（責務）」に職員が配慮すべきことを加えたこと、12ページ中ほど、「市の施策」にまちづくりセンターについての項目を加えたことである。

12ページからの「具体的施策」は、「条例についての周知、啓発活動」の中に職員の研修や意識啓発を合わせて入れ込んだ。

13ページの「結びに」の部分は、すっきりとまとめたほうが良いという御意見であったことから整理し、協働の考え方を入れた。

これらが主な修正点である。今回の会議では、提言案の全体にわたって御検討いただきたいと考えている。今、御説明させていただいた部分以外にも御意見があればお願いしたい。

委員長

委員会の意見を取り入れて修正してあると思う。

提言書のタイトルが「自治会・町内会の加入と参加」と具体的なものになったのは、大きな点だと思う。ただ、条例の名前まではこの委員会で意見すべきものではないだろう。

行政と自治会・町内会が相互に協力するという協働という基本的な姿勢を前面に押し出したのも大きい。前文には、委員会の意見がていねいに取り入れられていると思う。また、財政的措置や広報といった大切なことも市の施策としてきちんと入れられている。

事務局からの説明にもあったが、小さなことでもお気づきの点があれば、どの部分でも構わないので出していただきたい。

委員

タイトルの「加入と参加を促進するための」の「ための」はいらぬのでは。

11ページから12ページの住宅関連事業者のところ、集合住宅の管理業者についても入れてほしい。大規模な集合住宅の管理会社は、住民の転入退去の情報を自治会・町内会に1ヶ月に一回とか、期間を定めて提供してもらいたい。2000世帯を越す集合住宅は、ひとつのまちである。その中で、空き家なのか居住者があるのか、情報が全くない。居住者の名前までは必要ないので、住んでいるのか引越したのか、転出入だけでも情報がほしい。回覧など、さまざまな情報など回す際に、空き家だと分からずに回してしまい、ストップしてしまう。

委員長	必要性は分かるが、プライバシーが絡む問題である。
委員	宅建業協会では、賃貸の場合入居者斡旋までが業務内容なので、今のご希望をかなえることは難しい。住宅管理は賃貸管理協会など別の業界になる。
委員	掲示板の活用など、回覧に代わる別の方法を考えては。
委員	<p>確実な伝達のために行政回覧が必要と考えている。</p> <p>しかし最近では、住民は表札をかけないし、郵便ポストにも表示をしない。</p>
委員長	管理業者と自治会・町内会との話し合いでは解決できないのか。
委員	<p>要望しているが、本部への問い合わせとなると、ご協力いただけない。2日前、団地で孤独死が発生したが、それまでそこに人が住んでいるかどうか分からなかった。</p>
委員長	深刻な問題ということは分かったが、条例に具体的に入れるのは難しい。
委員	<p>危機管理課の空き家条例などを活用する方法などもあるのでは。吾妻地区では、マンションの場合は会社と話し合っ入り口に掲示板を作ってもら。できないという事業者には自治会・町内会が掲示板のお金を負担してもらい、掲示板を設置している。</p>
委員	<p>公団だけでなく、小規模の集合住宅でも同じ問題がある。建設のときに業者に働きかけるなど、条例に何らかの拘束力がほしい。</p> <p>自分は、分かればオーナーに聞くが、それでも居住者を100パーセント把握することは困難。集合住宅の規模を問わず、建築等の許可の前に自治会・町内会への加入について働きかけてもらいたい。事業者への指導のようなものがほしい。そうでなければ、自分はこの会議に参加した意味はないと思っている。民生委員は、すべての人を守らなければならない。</p>
委員	業者が管理する物件については、話し合いしやすいと思う。個人の家主のほうが、制度として話し合いに持っていくのが難しいのでは。
委員	家主が地元の人なら、個人のほうがむしろ話し合いやすい。
委員	自分の地域では、建築のときに業者が地元と話し合いを持つので、

	<p>そのときに働きかけられる。難しいのは、大きな公団のようなところの管理業者の場合。そういうところは、本部に条例を示して話すのが良いと思う。</p>
委員長	<p>販売、賃貸のタイミングなら働きかけやすいが、その後の管理のなかでというのは難しい。</p>
委員	<p>例えば、手数料はかかるが郵便配達の人が安否確認もするなど、いろいろな制度がある。民生委員など特定の人がすべての責任を負うことはないと思うが。</p>
委員	<p>しかし、人の命に関わることは、割り切ってやっていくことはできない。孤独死などが「またあったの」で済まされてはならない。</p>
委員長	<p>加入促進の条例の中には入れにくいのではないか。 これは、条例を越えてコミュニティ全体の課題だと思う。ここに入れるには、この条例は個別的すぎる。今は、少しでも自治会・町内会に入ってもらおうことを考えるのがよいだろう。 金沢市の条例が、管理業者についての規定を入れていたので、参考にしていきたい。</p>
委員	<p>住宅等関連事業者については、入居者を募集する業者と管理業者とは別である。</p>
委員	<p>11ページの「市の役割」の3つめ、職員の配慮の項目は、「配慮するものとする」では弱い。率先してするよう、強い表現にしてほしい。</p>
委員長	<p>これは、本来の業務の中での配慮ということか。「努める」としてよいのでは</p>
委員	<p>12ページのまちづくりセンターについての項目の「強化」とはどのようなものか。</p>
部長	<p>地域との接点であるまちづくりセンターと地域との関わりがまだ弱いというご指摘があるので、強めていきたいということである。</p>
委員	<p>地域づくり協議会は、機能していないと聞くが、11地区全体に広げるのか。この部分は、そのことをいっているのか。</p>
部長	<p>11地区に広げる予定である。この項目はそれも含め、まちづくり</p>

	<p>センターが弱いという御意見が前回の会議でもあったので、入れさせていただいた。</p>
委員	<p>まだ、まちづくりセンターは人材の面で弱いところがある。この状態で機能だけ強化されては、ますます難しくなるのではないか。</p>
委員長	<p>「強化」ということばは、いろいろな意味を含む。他市でも地域での経験が浅かったり若い職員ばかり配置されて、対応できていないケースがあるということだ。</p> <p>今の意見も入れて、「強化」を「充実」としてはどうか。</p>
委員	<p>「具体的施策」のところだが、例えば、加入促進のPRのためのCM作成などは、以前にもやっているが、効果があったとはいえない。すでにやっても効果が出ていないような施策を敢えて入れるのではなく、ほかの新しい施策を入れてほしい。</p>
委員長	<p>ここで挙げられていることは、おおまかにいうと、情報の充実と連携協力の2点だと思う。このほかに加えるものがあるかということを考えたい。</p> <p>条例に具体的には入れられない部分であり、また、プラスする具体的な施策は、将来のアイデアに委ねられるところだろう。</p>
委員	<p>加入促進マニュアルなど、内容をしっかり整備するなどしていただきたい。</p>
委員	<p>不動産関係業者団体との連携のところ、所沢に団体は5つあり、他の団体の考えは分からない。対象団体を絞るのか、どう考えるか。</p>
委員長	<p>条例には特定団体をのせることはできない。</p>
委員	<p>であれば、ここは「宅地建物取引業者」のほうが良いかもしれない。</p>
委員	<p>「宅地建物取引業者等」の「等」に管理業者も含めるのか。</p>
委員	<p>11ページの下の方でも、同様に表現を合わせると良いと思う。</p>
委員	<p>その際に「事業者」に「等」を入れないと、限定的になってしまう。</p>
委員長	<p>8ページの「条例がめざすもの」の「自治会・町内会が果たす役割」の「役割」を、所自連の意見を汲んで「公共的役割」としてはどうか。ほかにも「公共性」を書いている部分もあるが、不自然ではない。</p>

<p>委員</p> <p>委員長</p>	<p>そこまで入れれば、敢えて「公共的団体」ということばまで使う必要はなくなる。</p> <p>ほかにご意見はないか。全体的に、このようなところか。</p> <p>5回の会議を経て、分かりやすく完成度も高くなったと思う。これを基に具体的に条例の作成に入っていくのだろうが、あくまでも参考なので所自連から独自に意見があるなら、出していただくことを妨げるものではない。ただ、条例を検討するために設置された会議なので、提言は十分に汲んでいただきたい。</p> <p>では、議事のその他の事項として、事務局にお願いする。</p>
<p>課長</p> <p>委員長</p>	<p>4 その他</p> <p>提言書については、ほぼ今回でまとまったと考える。本日の会議での御意見を踏まえ修正したものを委員長と調整し、最終的に委員長に確認いただいたもので確定とさせていただきたい。提言書の確定版は、のちほど送付させていただく。</p> <p>市長への提言書の提出については、確認したところ、10月28日(月)の午後2時からで市長の予定が可能であったので、その時間で設定いたしたいと考えるが、委員の皆様のご都合はいかがか。</p> <p>次に、今後のスケジュールについて、当初のご案内では来年の3月議会を目標としてきたが、本委員会での所自連の意見も十分に聞くべきというご意見等も踏まえてスケジュールを見直し、来年の6月議会への提出を目標として事務を進めることとした。その間に、所自連や各自治会・町内会の御意見を伺う機会を設けていきたいと考えている。本委員会の皆様におかれましては、提言書の提出をもって任期は終了となるが、折に触れ進捗状況などご案内するので、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>スケジュールについて確認する。</p> <p>提言書はあくまで提言であって、これに基づき事務局が条例案を作成する。条例案は、やや抽象的なものになるだろう。その後、条例案に対して市民の意見を聞くパブリックコメントがあり、その結果修正が入ることも考えられるし、その間、所自連から意見がある可能性があり、それによって条例案に修正が入ることもありうる。</p> <p>こうしてできた条例案が議会に提出されるが、議会の議論の中で大幅に修正されることもあり得る。</p> <p>これまで、みなさんお忙しい中、時間をとってご出席くださり、ありがとうございました。</p>

課長	<p>ありがとうございました。部長からお礼のごあいさつをいたしたい。</p>
部長	<p>皆様におかれましては、委員をお受けくださいましてありがとうございました。5月に委嘱をさせていただいて以来5回の会議を開催したが、ご多忙中出席くださり感謝申し上げます。おかげさまで提言書がまとまり、10月28日に市長への提出となる。検討委員会の設置要綱の規定により、提言書の提出の日をもって委員の任期が終了し、委員会は解散となる。それまでは引き続きよろしく願いたい。これまでの活発かつ慎重なご審議、ありがとうございました。</p>
課長	<p>これにて閉会といたします。本当にありがとうございました。</p>